

序章 | 子ども期と法

i

第1部 子どもと法——総論

第1章 | 子どもの人権と憲法とのかかわりはどうなっているか 6

- 1 人一般の権利としての人権と子ども 6
- 2 日本国憲法と子どもの権利 9
- 3 子どもの政治的権利——選挙権年齢の引き下げと政治的表現の自由 10

第2章 | 『子どもと法』における「子ども」とは誰なのか 14

- 1 「子ども」ということば 14
- 2 『子どもと法』における「子ども」 16
- 3 各種法令における「子ども」の定義と表記 18
- 4 成年年齢引き下げの動向 21

〈コラム〉 口承から楽譜へ?——現代におけるわらべうた 23

第3章 | 外国に連れ去られた子どもはどう扱われるのか 25

- 1 国際結婚と子ども 25

- 2 ハーグ条約とは 26
- 3 日本での返還手続き 28
- 4 ハーグ条約と子どもの権利 31

第2部 家庭と子ども——各論1

第4章 親子関係はいつ、どのように成立するか 34

- 1 実親子関係 34
- 2 養親子関係 38
- 3 親子関係と「子の福祉」 45

第5章 生殖補助医療で出生した子の法的地位はどうなっているか 46

- 1 はじめに 46
- 2 人工授精 46
- 3 代理懐胎 51
- 4 生殖補助医療と「子の福祉」 54

第6章 親権の範囲はどこまで及ぶのか 55

- 1 親権とは 55
- 2 離婚と子ども 59
- 3 子どもの虐待 63
- 4 親権と「子の福祉」 68

第7章 | 子どもを育てるためにどんな福祉制度が使えるのか 70

- 1 子どもの福祉とは 70
- 2 子どもの福祉の機関・施設・手当 71
- 3 保育と子育て支援 75

第3部 学校と子ども——各論2

第8章 | 学校は何のためにあるのか 80

- 1 近代公教育とは何か 80
- 2 公教育はなぜ正当化できるのか 84
- 3 日本の公教育制度 87

第9章 | 子どもにとって教育が権利であるとは どういう意味なのか 90

- 1 教育を受ける権利とは 90
- 2 教育における権限と自由 94

第10章 | 障がい児にとって教育を受ける権利とは何か 100

- 1 障がい者とその処遇の動向 100
- 2 日本における障がい児教育の成立と展開 102
- 3 障がい児教育の現状と課題 105

第11章 | いじめや体罰に遭ったら学校は守ってくれるのか 109

- 1 世界で深刻化するいじめ 109
 - 2 時代とともに変わる「いじめ」の定義 110
 - 3 いじめ事件をめぐる学校の責任 112
 - 4 なくならない「体罰」 113
 - 5 「体罰」についての概念 114
 - 6 「体罰」と「懲戒」の境界——過去の裁判例から 115
 - 7 「体罰のない学校づくり」 116
- 〈コラム〉子どもの遊ぶ権利 118

第4部 社会と子ども——各論3

第12章 | 子どもが犯罪をしたら手続きはどうなるのか ——非行少年の手続きと処遇 122

- 1 非行少年と少年法および児童福祉法 122
- 2 家庭裁判所に至るまでの手続き 124
- 3 家庭裁判所における手続き 124
- 4 保護処分 127
- 5 少年の刑事事件 128

第13章 | 少年法はどうあるべきなのか 131

- 1 少年法の改正 131
- 2 少年法の対象年齢の引き下げ 137

第14章 現代の日本でも「子どもの貧困」はあるのか 140

- 1 「子どもの貧困」という問題 140
- 2 不登校 143
- 3 働く子ども 144
- 4 「子どもの貧困」根絶に向けた課題 145

第15章 世界の子どもと日本の子どもはどのような状況にあるか 147

- 1 子どもの権利に対する国際的保障 147
- 2 子ども兵 (Child Soldier) 148
- 3 児童婚 (Child Marriage) と女性器切除 (FGM/C: Female Genital Mutilation/Cutting) 150
- 4 日本のなかの世界——「外国にルーツをもつ子ども達」の問題 151

第16章 私たちに求められる「未来への責任」とは何なのか 155

- 1 今問われている「未来への責任」 155
- 2 「未来への責任」の思想 156
- 3 「未来への責任」の国際宣言 157
- 4 「未来への責任」と憲法 158
- 5 未来への責任と日本国憲法 159

〈コラム〉「チーム学校」の一員としてのスクールソーシャルワーカーとは 164

全体の参考文献

あとがき

索引